

令和8年度練馬区立豊溪小学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- いじめはどの学級にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。
- いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処については、校長の指導の下、全教職員の力を結集してこれにあたる。

2 方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、幼・保・中との連携や相談体制、保護者や地域への啓発などの取組内容を見直し、児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」等に基づき、練馬区立豊溪小学校の「いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な取組や年間計画を明らかにし、これを実行・検証・公表する。

② 組織の設置

定期開催の校内委員会で未然防止に努める（いじめ防止等の対策のための組織）。組織は、管理職、主幹、生活指導主任及びいじめ防止推進担当、特別支援コーディネーター等で構成する。また、重大事態への対応等、必要に応じてスクールロイヤー等の外部機関の専門家の助言や支援を求める。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、道徳教育推進教師を中核として、道徳の時間を中心に学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、いじめの未然防止につながるよう、「いじめ防止に関する授業」を年3回以上実施する。

さらに、自他の大切さを認め、互いの人格を尊重し合える態度を育成することなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養えるよう学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を充実させる。

- 児童が自分の悩みを抱えたときに、身近にいる大人に相談することができるよう、SOSの出し方に関する授業を行うとともに、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するように伝える。

- 全学年において、情報モラル教室を開催し、インターネットや携帯電話等の適切な使い方、トラブルや犯罪に遭わないための対策、携帯電話等の悪用による誹謗・中傷は絶

対に許されない行為であること等が学べるよう外部人材の協力も得ながら適切に指導する。

- 縦割り班活動や学校間交流活動等、本校の特色ある教育活動や体験活動を通して、コミュニケーション能力の育成や生命や自然を大切にする心、他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等の育成を図る。また、そうした活動の中で充実感や達成感、困難を克服する喜びを味わわせ、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む。

② 児童の主体的な活動の促進

- 代表委員会が中心となって挨拶運動やユニセフ募金活動等を行い、児童が主体的に始める学校の素地づくりに取り組めるようにする。

- 6月、11月、2月のふれあい月間において、いじめ防止標語、いじめ防止ポスター等、いじめ防止の啓発キャンペーンを行う。

③ 教職員の指導力の向上

- 毎週木曜日の夕方、生活指導職員夕会を行い、生活指導上の情報の共有化を図るとともに、いじめ問題に対する正しい理解を深めるために人権教育プログラム等を活用したミニ研修を実施する。さらに、9月には外部講師を招いて校内研修会を行い、児童理解やカウンセリングの手法の向上を図る。

いじめに関する校内研修を年3回以上実施する。そのうち1回は、いじめ重大事態に関する内容を扱う。

- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを踏まえ、服務研修等を通して人権感覚を磨く。また、子供の人権を侵害する行為については、そのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 6月、11月、2月をふれあい月間とし、全校でいじめに関する調査を実施する。

- 実態調査の他、日常の児童の様子や日記、ふれあい相談室の日誌などから、いじめの早期発見に努める。

- 学校に連絡なく欠席した児童がいた場合は、電話連絡や家庭訪問を行い安否の確認をする。また、学校に連絡なく3日連続で欠席した場合は、教育委員会に状況報告をする。

② 教育相談の充実

心のふれあい相談室の開室日を児童や保護者に毎月知らせ、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員に気軽に相談できる体制を整備する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

保護者会、学校（園）だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取る。また、できる限り、周囲の児童からも情報を集め、客観的な事実の収集に努める。
- 迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努め、できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善するまで見届ける。
- いじめる側の児童に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。

③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

いじめの周囲の児童生徒には、見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じことを理解させるとともに、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- 特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。万が一友人関係のトラブル等に起因して欠席した児童がいた場合は下記のように対応する。

第一段階 3日以上連続欠席…校内委員会を開催し、早期解決に向け、情報共有を図り対応について検討

第二段階 5日以上連続欠席…教育委員会に対応状況を報告

- いじめを把握した場合、管理職の指導の下、生活指導主任、担任、当該学年主任、養護教諭で対応を協議し、情報の収集や情報の共有、いじめられた児童や保護者への支援や心のケア、いじめた児童や保護者への指導や心のケア、関係する児童への指導や心のケアを分担して行う。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、法第28条および国等の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。

- いじめられた側の児童に寄り添うとともに、教育委員会とも連携を図りながら全ての児童が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

- 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとるとともに、関係機関と連携してネット上のトラブルの早期発見に努める。また、情報モラルについて、「SNS練馬区ルール（改訂版）」をもとに児童に指導するとともに、保護者にも理解を求めていく。また全学年で情報モラル講習会を実施する。

⑦ 関係機関との一層の連携

小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。また、学校外の生活の場として利用する学童クラブ、ねりっ子クラブ、児童館とも適切に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。

⑧ 「学校サポートチーム」の運営

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、民生・児童委員等と「学校サポートチーム」を設ける。定期的に「学校サポートチーム」で打ち合わせをし、いじめの未然防止に努める。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

いじめ防止基本方針が実情に即しているか、設置した組織が適切に機能しているか、教職員のいじめ防止の意識や取組は十分なものか、児童や保護者、地域の信頼を得ているか等について、生活指導委員会、学校評価等を通して点検し、必要に応じて見直す。

4 付則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。